

期限後提出の場合、5月以降の入室です。

関市留守家庭児童教室をご希望される方は、下記の事項を読んでいただき手続きをしてください。

## 1. 趣 旨

留守家庭児童教室は、保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対して放課後や夏休みなどに家庭に代わる遊びや生活の場を提供し、適切な指導により、児童の健全な育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的に運営しています。

## 2. 開室日及び開室時間

- (1) 通常の月曜日から金曜日 . . . . . 授業終了時から午後7時まで
- (2) 学校行事により平日が休みの日等 . . . . 午前8時から午後7時まで
- (3) 長期休業期間(夏季・冬季・春季) . . . . 午前7時30分から午後7時まで

## 3. 閉室日

- (1) 土・日曜日、祝日
- (2) 12月29日から翌年1月3日
- (3) その他市長が必要と認めた日(気象警報発令時など教育委員会決定に準じる)

## 4. 対象児童

関市立の小学校の1学年から4学年までの児童

## 5. 入室要件(次のいずれかの場合)

- (1) 保護者が自宅外で就業している
    - ※「保護者(父母・祖父母等を含む)が労働等により昼間家にいない児童」のうち、監護できない日が15日/月以上、かつ3ヶ月以上継続及び1日4時間以上勤務していることが必要です。なお、仕事を探すための入室申請は不可。
    - ※家庭内または近隣に父母以外で児童を世話することができる祖父母等がいらないこと。
  - (2) 出産(予定月と前後1ヶ月)
  - (3) 就労の準備のため通学している等(職業訓練校等)
  - (4) 次のいずれかに該当する児童は、入室することができません。  
著しく心身に障害がある。病気又はけがを治療している。  
児童教室の管理上支障があると認められる。
    - ※ 1ヶ月に15日以上利用する見込みがあること。
    - ※ 急に必要になった時だけ利用するための申し込みはできません。
    - ※ 仕事が終わる次第すみやかに迎えに来てください。保護者の仕事が休みの日は利用できません。
- 教室によっては、待機をお願いしなければならない状況もあることから、利用日数が15日未満の方々には、次の申込者の方に利用を譲っていただきますようお願いいたします。

## 6. 場 所

学校内施設。

## 7. 申 込

[申 込 先] 教育総務課、各地域事務所及び各留守家庭児童教室

[必要書類] 1. 「関市留守家庭児童教室入室許可申請書」「入室に関する確認書」

2. 「引き渡し登録カード」

3. 次のうち該当するもの(父母・祖父母等(同居及び同一校区内は全員分必要))

・「就労証明書」 . . . . 就労している場合(内職は除く)

・「診断書」「手帳等の写し」等 . . . . 病気(看護)の場合

・「母子手帳の写し」 . . . . 出産の場合

・「訓練在籍証明書」等 . . . . 職業訓練校に通学の場合

※入室許可書が届きましたら、口座振替依頼書を金融機関に提出してください。(入室児童1人につき提出が必要です。継続の方で提出済みの場合は不要です。) 口座振替依頼書は、市内金融機関にもあります。

※申請に必要な書類は教育総務課、各地域事務所及び各留守家庭児童教室にあります。  
また、市ホームページからダウンロードできます。

## 8. 申込締日

年度中途から通年入室を希望される方は入室希望月の前月20日までに申請書類を提出してください。翌月1日からの入室となります。(児童数が多い場合は待機していただくこともあります。)

就業等で月中途の入室を希望される場合は事前にご相談ください。

就労証明書の添付が間に合わない場合、承諾書を提出してください。

(入室に関しては、入室要件を就労証明書で確認します。)

## 9. 使用料

使用料区分	月額使用料 (円)			
	午後5時まで	午後6時まで	午後6時30分まで	午後7時まで
4～6月、9～3月	4,000	5,000	6,000	7,500
7月	6,000	7,500	9,000	11,250
8月	8,000	10,000	12,000	15,000

※ 同一世帯2人目から一部減額されます。

(例 午後5時まで 4～6月、9～3月 3,000円 7月 4,500円 8月 6,000円)

※ 月中途で退室の場合、月の15日までは半額、16日以降は全額です。

※ 別途実費負担金(おやつ代等)が必要です。

※ 保険料(年額800円) 教室内でのケガ等に対応する保険です。

※ 長期休業期間に午前7時30分から利用される場合は、追加で使用料が必要です。

[減 免] 母子・父子のみの世帯で所得税及び市民税が非課税の世帯は半額です。

別途申請が必要ですので、入室申請時に申請をしてください。

年度中途に減免申請をされた場合は、申請月の翌月から対象となります。

※口座振替日は毎月末日(月末が休業日の場合は、翌営業日になります。12月の振替日は25日です。振替不足にならないように、振替日前までに残高確認をお願いします。

## 10. 入室決定

入室要件等審査後、入室の可否決定を行い「留守家庭児童教室入室許可(不許可)決定通知書」を保護者に通知します。なお、入室児童の管理のため申請書類の写し等を教室指導員に送付します。

## 11. 退 室

教室を退室する場合は、退室日の前日までに「留守家庭児童教室退室届」を提出してください。

## 12. 変 更

利用時間を変更する場合は、変更希望月の前月中に「留守家庭児童教室変更届」を提出してください。

※月途中での変更はできません。

※利用時間を長くする場合は、就労証明書の再提出が必要です。

## 13. その他

「留守家庭児童教室入室に関する確認書」の内容を守れない場合は、教室の利用をお断りします。

**お問合せ先**

関市役所 教育総務課

電話 0575-23-7722